

平成27年度(第66回)全国労働衛生週間

10月1日～10月7日(準備期間 9月1日～9月30日)

スローガン『職場発! 心と体の健康チェックはじまる 広がる 健康職場』

【趣 旨】

一般社団法人山梨県労働基準協会連合会

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第66回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康を巡る問題を見ると、全国における平成26年の精神障害の労災支給決定件数が497人(過去最多)、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が277人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2,200人いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっています。

また、業務上疾病の被災者は長期的には減少していますが、平成26年は前年から105人増加して7,415人となりました。疾病別では腰痛が186人増加して4,624人となり、その業種別では社会福祉施設が最も多く、製造業、商業でも増加しています。

山梨県内における平成26年の業務上疾病による被災者は53人であり、前年から55.9%増加しました。疾病別では腰痛が14人増加して40人となり、その業種別では、全国の傾向と同様に社会福祉施設を含む保健衛生業が最も多く、次いで製造業、商業となっています。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特別規則で規制されていない化学物質を原因とする労災事案の発生等の新たな問題も生じています。

このような状況を踏まえ、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させることとしています。

また、平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法に基づき、過労死等の防止のための対策等を取りまとめた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が平成27年7月24日に閣議決定されました。

このような状況の下、全国労働衛生週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚が図られるとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進が図られることを期待します。

図1 業務上疾病の発生状況(山梨県内)

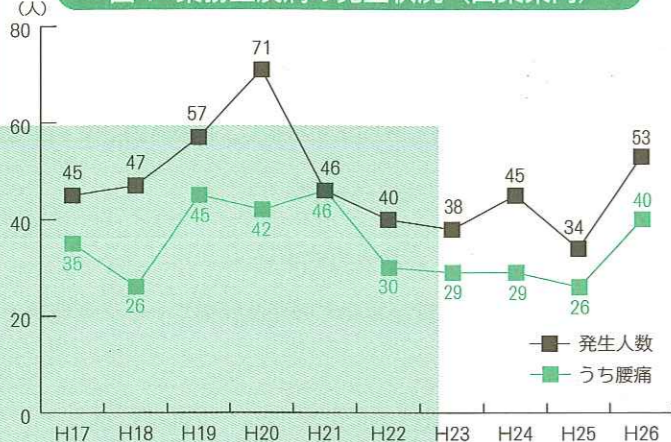


図2 メンタルヘルス不調による休業者数の推移(山梨県内)



※山梨労働局管内各労働基準監督署に提出された安全衛生管理活動実施計画書の回答による(対象:労働者50人以上)。なお、休業理由は業務上には限らない。

【主 唱】 山梨労働局、甲府・都留・躰沢労働基準監督署

【協 賛】 一般社団法人山梨県労働基準協会連合会、甲府・都留・峡南・山梨労働基準協会、建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、一般社団法人日本ボイラ協会山梨支部、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、一般社団法人山梨県鉄構溶接協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部、独立行政法人労働者健康福祉機構山梨産業保健総合支援センター

【協 力】 山梨県、一般社団法人山梨県医師会、山梨県経営者協会、日本労働組合総連合会山梨県連合会

参考ホームページ(中央労働災害防止協会全国労働衛生週間ポータルサイト) <http://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html>

本週間中(10月1日～10月7日)に実施する事項 準備期間中に実施計画を立てておきましょう。

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視 | の災害を想定した実地訓練等の実施 |
| 2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示 | 5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施 |
| 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰 | |
| 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時 | |

準備期間中(9月1日～9月30日)に実施する事項

以下の重点事項のほか、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図ってください。

- | | |
|---|--|
| 1 ストレスチェック制度に係る取組への準備(平成27年12月1日施行) | 4 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進 |
| 2 一定の危険・有害な化学物質(SDS交付義務対象物質)に関するリスクアセスメントの実施に向けた環境整備(平成28年6月施行) | 5 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進 |
| 3 職場における受動喫煙防止対策の推進 | 6 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 |
| | 7 溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止 ほか |

全国労働衛生週間の行事計画表を作成しましょう!

全国労働衛生週間においては、事前に行事計画表を作成して充実した週間にしましょう。<行事計画表作成例>

日	行事名	内容
10月1日(木)	労働衛生週間趣旨徹底の日	社長によるメッセージの発信、スローガン等の掲示 臨時安全衛生委員会を開催し、本年度週間行事の確認を行う。 週間行事計画の掲示・社内放送等の周知を行う。
2日(金)	職場環境総点検・改善の日	職場ごとに労働衛生パトロールを行う(作業環境、作業方法、保護具の使用状況、危険・有害物質の管理状況等) 作業環境測定結果等に基づく作業環境の改善を図る
3日(土)	家庭内健康・休養の日	各自が家庭内で健康について話し合う 家族とのレクリエーションを通じ心身のリフレッシュを図る
4日(日)		
5日(月)	労働衛生に関する講習・研修の日	職業性疾病予防・災害事例等についての研修会の実施 職場環境総点検結果に基づく検討会等の開催 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰を行う
6日(火)	緊急時の実地訓練の日 健康診断・健康相談の日	有害物漏えい、酸欠による事故等緊急事態を想定した実地訓練等の実施 巡回検診車等を利用した健康診断の実施 産業医(保健師)による健康相談・健康測定の実施
7日(水)	メンタルヘルスの日 過重労働による健康障害防止対策の日	メンタルヘルス不調者、長時間労働を行う労働者の把握を行い、長時間労働の縮減の徹底・年次有給休暇の取得促進を図る 産業医等(保健師)による面接指導の実施

メンタルヘルス対策支援事業を活用しましょう! ※詳細はHPへ ⇒ <http://www.sanpo19.jp/mental>

事業場でのメンタルヘルス対策における課題・問題・悩みに、精神科医、カウンセラー等の専門家が対応し、問題の解決をお手伝いします。また、管理監督者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

連絡先: 山梨産業保健総合支援センター(甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4階) TEL 055-220-7020

地域産業保健センターを活用しましょう! ※詳細はHPへ ⇒ <http://www.sanpo19.jp>

労働者50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。(事前の申し込みが必要です。)

～県内各センターの連絡先～

中北地域産業保健センター	甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4階	電話 055-220-7020(平日 9:00~17:00)
郡内地域産業保健センター	都留市四日市場1105 都留労働基準協会内	電話 0554-45-0810(平日 9:00~17:00)
峡南地域産業保健センター	富士川町躰沢1-11 峡南労働基準協会内	電話 0556-22-7330(平日 9:00~17:00)
峡東地域産業保健センター	山梨市中村834 山梨法人会館内	電話 0553-22-6621(平日 13:00~17:00)

山梨県産業安全衛生大会を開催します!

本年度も安全衛生意識の高揚と安全衛生活動の定着を図ることによって、災害ゼロの明るい職場の形成を目的として「山梨県産業安全衛生大会」を開催します。ぜひ、御参加ください。

日時 平成27年9月28日(月) 13:30開会(12:30開場)

場所 甲府市総合市民会館(甲府市青沼3-5-44)

参加申込書は、山梨労働局ホームページ(<http://yamanashi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>)、山梨労働局又は最寄りの労働基準監督署へ